意見広告

21世紀、こどもの未来を守るのは「わたし」

憲法九条は世界の平和を守る。

ぼくは戦争に行きたくない。ぼくは平和のために働きたい。 川口宏太（中1）

日本の社会は政治的には戦後最悪の状態に陥っており、選挙によってもこれを変えることはできません。草の根の力こそが平和を支えることができるのです。 好村富士彦

憲法調査会の傍聴を続けています。いよいよ第九条の本格的論議です。何より世論が大切だと思います。 岩瀬阿子

命を守るため大切な第九条、一人ひとりが手を結び合い憲法九条の輪を広げましょう。 沼田鈴子

戦争放棄の憲法のもと、私たちの世代は徴兵制や戦死という生活破壊を免れてきました。次の世代にも戦争の惨禍を味合わせたくないし、多国籍の友人と共生していきたい。 むらき敦子

試力を全人類が放棄した時、はじめて人類は地球で生き続けているでしょう。その日が来ることを信じます。 藤井英二

絵：四国 五郎

日本国憲法

第二章　戦争の放棄　第九条

日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

The Constitution of Japan
CHAPTER2 RENUNCIATION OF WAR
Article9.

Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order,the Japanese people forever renounce war as a sovereing right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.
In order to accomplish the aim of the preceding paragraph,land,sea, and air forces,as well as other wsr potential,will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

日本国憲法　第九条は現在40カ国語に訳されております。
また昨年のハーグ平和会議で宣言の第一項目に採択されました。

제二장　전쟁의 포기

제九조　일본국민은 정의와 질서를 바탕으로 한 국제평화를 전심으로 희구(希求)하며, 국제분쟁을 해결하기 위한 수단으로서의 국권(國權)의 발동(発動)에 의한 전쟁, 무력에 의한 위협 또는 무력의 행사를 포기한다.
전항의 목적을 달성하기 위하여, 육(육해)·해(해)·공군(空軍), 그리고 그외의 어떠한 전력(戰力)도 보유하지 않는다. 국가의 교전권(交戰權)도 인정하지 않는다.

日本国宪法

第二章　放弃战争　第九条

日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平，永远放弃以国权发动的战争、武力威胁或武力行使作为解决国际争端的手段。
为达到前项目的，不保持陆海空军及其他战争力量，不承认国家的交战权。

【第九条の会ヒロシマ】世話人代表　岡本　三夫（広島修道大学教授）　◆事務局：広島市中区大手町4-3-10広島YWCA気付　◆問い合わせ：Tel・Fax:082-255-6580（藤井）090-2095-0143◆E-mail=fujii@jca.apc.org　◆郵便為替:01390-5-53097（第九条の会ヒロシマ）　入会大歓迎!（年会費2,000円）

2000年　朝日新聞　広島県（全15段）朝日東京都心版西部版（5段）